

No	問題 2 (No, 56~71)	○×	コメント
56	道路を横断する場合は、近くに自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。	○	横断歩道に自転車横断帯がある場合など。
57	一時停止標識のある場所では、自転車も必ず止まって安全を確かめなければなりません。	○	右左右を確認し、さらに後方も確認し進みませ
58	狭い道路から広い道路に出る時に、一時停止して安全を確かめた。	○	標識がない場合でも、確認のため一時停止しませ
59	「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号の青色の灯火が点滅しているとき、自転車は横断をはじめてはいけません。	○	点滅で停止し、又左側に進入しないようにしませ
60	左折する時は、道路の左側に沿って曲がれば、速度の制限はない。	×	左折速度を落とし、横断中の歩行者に注
61	信号のある交差点を右折するとき、青の右折矢印に従って向こう側の角まで直進した。	×	自転車は青の右折矢印で進むことは出来ませ
62	交差点は、直進する場合は、後方から左折する自動車に、まき込まれる危険がありますが、左折する場合は後方にまで注意する必要はない。	×	他の車両など、後方の安全への注意も大切
63	携帯電話を操作したり、ヘッドフォンの使用などで、外の音が十分聞こえない状態で運転してはいけない。	○	周囲の交通の状況への判断がさまたげられませ
64	見通しのきかない交差点を通行するときに、警音器(ベル)を使用した。	○	一時停止もしながら、危険防止の場合のみ使用
65	歩道で自転車同士がすれ違う時は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、対向する自転車を右に見ながら左によける。	○	徐行しながら、左側通行が原則です。
66	駐車車両の側方を通過するため進路変更するときは、後ろの車からよく見えているので後方の安全を確かめなくても良い。	×	後方の車両が進路変更しに気付かない場合もある
67	路面が凍りついたので、自転車から降りて押した。	○	路面が危険な場合は無理せず降りましょう。
68	自転車が通行することが出来る路側帯や歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないように注意し、十分速度を落とす。	○	どんな場合も歩行者が優先です。
69	歩行者の側方を通過する時、歩行者とのあいだに安全な間隔がとれたので徐行しなかった。	○	歩道でなく、路側帯通過時の場合、歩道は徐行
70	横断歩道のない交差点で歩行者が横断していたが、先に通れそうだったので、歩行者の直前を横切った。	×	歩行者の横断をさまたげてはいけません。
71	踏切では自転車から降りて左右の安全を確かめ、自転車を押してわたりますが、後方まで確かめる必要はない。	×	後方の状況を確認することはどんな時も大切